

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	クリーニング業法	法令の番号	昭和25年法律第207号						
許認可等の種類	クリーニング師の研修の指定・業務従事者に対する講習の指定(1/3)	根拠条項	第8条の2第1項・第8条の3						
審査基準	<p>クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習は、次の要件を満たしていること。</p> <p>第1 第1型（集合）研修・講習の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科目及び時間数は、別表第1に掲げるとおりであること。 2 別表第2左欄に掲げる科目を担当する講師は、それぞれ同表右欄に掲げる者であること。 3 主催者は、民法第34条に規定する公益法人であって研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。 4 運営の方法が適正であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受講料は次の額を超えないこと。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア クリーニング師の研修</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合</td> <td style="text-align: right;">8,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 業務従事者に対する講習</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> </table> (2) 原則として、佐賀県内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者を受講対象者とすること。 (3) 同時に研修等を受ける受講者数は、原則として1講師当たり200人を限度とすること。 (4) 開催の時期及び場所については、受講を希望するクリーニング師及び業務従事者の受講の機会を確保するための配慮がなされていること。 (5) 開催に当たっては、事前に営業者、クリーニング師、業務従事者等の関係者に十分周知させ、また周知のための広報活動を行うこと。 (6) 総時間数が6時間未満であることを目処に、研修又は講習の終了後、受講者よりレポートを提出させ、研修又は講習の成果を確認すること。 (7) 研修等の受講を修了した者には、主催者において必ず修了証書を交付すること。なおレポートの成績の著しく不良な者については、主催者において修了を認めない措置を講ずること。 (8) 研修等終了後はすみやかに次の事項を記載した研修等実施状況報告書を知事に提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 研修等の主催者の名称及び所在地 イ 研修等の種類及び開催年月日 ウ 研修等の科目及び時間数 エ 研修等の会場の名称及び所在地 オ 講師の氏名及び略歴 カ 受講人数 キ 修了証書を交付した受講者の氏名及び住所、当該受講者の勤務するクリーニング所の名称及び所在地 (9) 所定の名簿に修了証書を交付した受講者の氏名及び証書番号を記録し、10年間保存すること。 			ア クリーニング師の研修	5,000円	イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合	8,000円	ウ 業務従事者に対する講習	4,500円
ア クリーニング師の研修	5,000円								
イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合	8,000円								
ウ 業務従事者に対する講習	4,500円								
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課						
交付機関	生活衛生課	標準処理期間	14日						
		標準経由期間	一日						
		目次NO							

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	クリーニング業法	法令の番号	昭和25年法律第207号						
許認可等の種類	クリーニング師の研修の指定・業務従事者に対する講習の指定(2/3)	根拠条項	第8条の2第1項・第8条の3						
審査基準	<p>クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習は、次の要件を満たしていること。</p> <p>第2 第2型（通信制）研修・講習の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 科目は、別表第1に掲げるとおりであること。 2 使用するテキスト及び提出させるレポートの課題は、効果的な研修又は講習の実施に適当なものであること。 3 主催者は民法第34条に規定する公益法人であって、研修及び講習を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。 4 運営の方法が適正であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 受講料は次の額を超えないこと。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア クリーニング師の研修</td> <td style="text-align: right;">5,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合</td> <td style="text-align: right;">8,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 業務従事者に対する講習</td> <td style="text-align: right;">4,500円</td> </tr> </table> (2) 原則として、佐賀県内に所在するクリーニング所に勤務するクリーニング師及び業務従事者で、へき地離島に居住する者、身体障害者その他知事が適当と認める者を受講対象者とすること。 (3) 開催に当たっては、事前に営業者、クリーニング師、業務従事者等の関係者に十分周知させ、また周知のための広報活動を行うこと。 (4) 研修又は講習の修了後、受講者よりレポートを提出させ、研修等の成果を確認すること。 (5) 研修等の受講を修了した者には、主催者において必ず修了証書を交付すること。なおレポートの成績の著しく不良な者については、主催者において修了を認めない措置を講ずること。 (6) 研修等終了後はすみやかに次の事項を記載した研修等実施状況報告書を知事に提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 研修等の主催者の名称及び所在地 イ 研修等の種類 ウ 受講申込手続及び受付期間 エ 研修等の科目及びレポートの課題 オ 受講人数 カ 修了証書を交付した受講者の氏名及び住所、当該受講者の勤務するクリーニング所の名称及び所在地 (7) 所定の名簿に修了証書を交付した受講者の氏名及び証書番号を記録し、10年間保存すること。 			ア クリーニング師の研修	5,000円	イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合	8,000円	ウ 業務従事者に対する講習	4,500円
ア クリーニング師の研修	5,000円								
イ クリーニング師の研修に併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第7項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得するため、同法施行規則第8条の17第2号に規定する厚生労働大臣の認定した講習を受講する場合	8,000円								
ウ 業務従事者に対する講習	4,500円								
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課						
交付機関	生活衛生課	標準処理期間	14日						
		標準経由期間	一日						
		目次NO							

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	クリーニング業法	法令の番号	昭和25年法律第207号
許認可等の種類	クリーニング師の研修の指定・業務従事者に対する講習の指定(3/3)	根拠条項	第8条の2第1項・第8条の3
審査基準	別表第1		
	科目	時間数	
	衛生法規及び公衆衛生 1 クリーニング業法の解説 2 衛生法規の概要 3 公衆衛生の概要 4 クリーニング業と公衆衛生	1時間以上	
	洗濯物の受取、保管及び引渡し 1 受取、保管および引渡し 2 品質表示と取扱い 3 消費者への説明及び苦情	1時間以上	
	洗濯物の処理 1 ドライクリーニング 2 ランドリー 3 特殊クリーニング 4 溶剤と洗剤 5 洗濯物の消毒	1時間以上	
	繊維及び繊維製品 1 繊維の種類 2 繊維の鑑別 3 繊維製品の製法	1時間以上	
	別表第2		
	科目	講師	
	衛生法規及び公衆衛生	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師又は衛生行政3年以上の経験を有する者	
	洗濯物の受取、保管および引渡し 洗濯物の処理 繊維及び繊維製品	これらの科目に関して高度の知識及び技術を有する者	
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課
		交付機関	生活衛生課
		標準処理期間	14日
		標準経由期間	一日
		目次NO	